

在アトランタ日本国総領事館便り(平成 30 年 9 月号)

平成 30 年 9 月 4 日
在アトランタ日本国総領事館

・在アトランタ日本国総領事館では、当館が管轄するジョージア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、アラバマ州の安全情報やその他お知らせすべき情報の提供をメールにて在留邦人の皆様に発信しています。

・今回は「在留届」、「たびレジ」、「ハンズフリー法」に関しまして、在留邦人皆様へのお願い並びに情報提供をさせていただきます。

1. 最新の情報が反映された在留届になっていますか？

(1) 在留届とは？

(ア) 近年、日本以外の国で生活する日本人が急増し、このため海外での事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加していますが、万が一、皆様がこのような事態に遭った場合には、当館は提出されている在留届をもとに皆様の所在地や緊急連絡先を確認して安否等の確認を行う事になります。

(イ) また、外国に短期滞在する方(3 ヶ月以上)も、この在留届を提出していただくことで、災害等に巻き込まれたりする恐れがある場合にも、事前に最新の情報を当館からメールで受けることができます。

(ウ) よって、いつ起こるか分からない事故や災害、緊急事態等に備え、また、ご自身のご家族の安全のためにも、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレスの変更が生じた場合には、速やかに「最新の情報が反映されました在留届」に変更願います。また、帰国、他の国や米国内(当館管轄地域以外)に転居される場合には、速やかに帰国届、転出届を提出願います。

(エ) 在留届の変更・帰国届・転出届の提出は、以下のサイトからオンラインで可能です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

(2) 「最新の情報が反映された在留届」が必要な理由

(ア) 「最新の情報が反映された在留届」に変更されていない場合には、当館からの最新の安全情報等を受信することができていません。

(イ) また、事件や事故、災害に遭ったのではないかとと思われるとき、「最新の情報が反映された在留届」があれば、当館より安否の確認、救援支援、日本のご親族等への連絡を迅速に行う事ができます。

(ウ) 「海外で事故にあったのでは?」「最近海外の家族からの音信がない」といったご親族の方々からの安否問い合わせに対しても「正確な在留届」があると速やかに確認することができます。

(3) その他

(ア) 在留届は、旅券法第16条により、外国に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は、その地を管轄する大使館または総領事館に氏名をはじめ旅券番号、連絡先等を「在留届」として提出するよう義務づけられています。

(イ) 皆様の「在留届」は、個人情報を守るため十分な注意を払った上で、管理しています。

2. 「たびレジ」への登録のお願い

(1) 旅行や出張等でアメリカ国内外に渡航される際（除く、日本）には、出発前に渡航先の安全情報を「外務省海外安全ホームページ」で確認するとともに、渡航先を管轄する在外公館より安全情報等の発信を受けらる「たびレジ」に是非とも登録願います。

(2) 渡航先を管轄する在外公館が分からない場合には、当館にお問い合わせください。

(3) 「たびレジ」は以下のサイトから登録が可能です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

(4) 「外務省海外安全ホームページ」のサイトは以下のとおりです。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

3. 「ハンズフリー法」について

本年7月1日からジョージア州において、公道を運転中の携帯電話の使用を制限する「ハンズフリー法」が施行されております。禁止行為等につきましては以下の通りになりますので参考にさせていただき、安全運転を心がけていただくようよろしくお願い致します。

(1) 手や身体を使って携帯電話等を把持する、または支える行為の禁止。

(2) 通話目的のヘッドセットやイヤピースの使用は可。（音楽鑑賞目的では不可）

(3) 運転手が動画を撮影する行為や、動画や映画を鑑賞することの禁止。

(4) ハンズフリーテクノロジーを使用しての通話やテキストリングは可。

(5) スマートウォッチを着装する、または車載システムを使用しての通話は可。

(6) GPSシステムや地図アプリを使用する事は可。

(7) 違反の場合、以下の罰則が科されます。

1回目～1点の違反点数と50ドルの反則金

2回目～2点の違反点数と100ドルの反則金

3回目以降～3点の違反点数と150ドルの反則金

※「ハンズフリー法」に関するサイトは以下のとおりです。

<https://dds.georgia.gov/press-releases/2018-06-06/hands-free-georgia-law-hb673>

在アトランタ日本国総領事館領事班

Phipps Tower Suite 850

3438 Peachtree Road, Atlanta, GA 30326

電話：(404)240-4300（代表）

メール：ryoji@aa.mofa.go.jp